

高松市・香川町合併協議会会議録  
第 7 回 会 議

平成 1 6 年 6 月 2 8 日 ( 月 )

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第7回会議

1 日時

平成16年6月28日(月)午後1時30分開会・午後2時56分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	溝淵敬
副会長	岡弘司	委員	初瀬恭次郎
委員	廣瀬年久	委員	富田道教
委員	松本吉弘	委員	大塚茂樹
委員	谷本繁男	委員	井原健雄
委員	御厩武史	委員	鎌田郁雄
委員	大橋光政	委員	千葉規美子
委員	北中ヤエ子	委員	中原弘
委員	梶村傳	委員	長尾光喜
委員	大浦澄子	委員	山本宏美
委員	三笠輝彦	委員	西川勝秀
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 監査委員 2人

監査委員	北原和夫	監査委員	川西隆雄
------	------	------	------

6 出席幹事 7人

幹事長	廣 瀬 年 久 (委員兼務)	幹 事	二 川 幹 生
副幹事長	松 本 吉 弘 (委員兼務)	幹 事	妹 尾 長
幹 事	熊 野 實	幹 事	三 好 和 則
幹 事	横 田 淳 一		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班長 兼調整班兼計画班	澤 田 敏 男
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	総務班	黒 淵 博 美

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 新委員の紹介

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議事

#### (1) 報告事項

報告第 1 4 号 建設計画の構成について

#### (2) 議案事項

議案第 1 4 号 平成 1 5 年度高松市・香川町合併協議会決算について

議案第 1 5 号 平成 1 6 年度高松市・香川町合併協議会補正予算について

#### (3) 協議事項

協議第 2 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 5 号 町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

（第 6 回会議提案：継続協議）

協議第 6 号 財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

協議第 7 号 慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について

協議第 8 号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 5 号）について

### 5 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

### 6 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第7回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日何かと御多用の中、御出席賜りまことにありがとうございました。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・香川町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御紹介をさせていただきます。

去る5月14日に開催されました高松市議会臨時会におきまして、谷本繁男氏が議長に就任され、規約に規定されている「1市1町の議会の議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

谷本委員 高松市議会の谷本でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） 同じく、大橋光政氏が副議長に就任され、規約に規定されている「1市1町の議会の副議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

大橋委員 大橋光政です。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） また、本日、平成15年度決算監査報告のため、本合併協議会の監査委員である北原和夫高松市代表監査委員と、川西隆雄香川町代表監査委員のお二人に御出席をいただいておりますので、御紹介を申し上げます。

監査委員（北原） 北原でございます。よろしくお願いたします。

監査委員（川西） 川西でございます。

議長（増田会長） それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、井原健雄委員さんと大塚茂樹委員さんのお二人に御願をいたしますので、よろしくお願いたします。

#### 会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の4議事に入ります。

#### 会議次第4 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、会議次第の4、（1）の報告事項の報告第14号建設計画の構成についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） 失礼します。それでは、報告第14号について御説明いたします。

会議資料1ページをごらんください。

報告第14号建設計画の構成についてでございます。

建設計画につきましては、先月5月7日の合併協議会第6回会議において、その作成方針の御承認をいただきましたが、本日は建設計画の構成について御報告するものでございます。

2ページをお開きください。

建設計画の構成でございますが、建設計画は、序論から、財政計画までの6項目に分けて構成することといたしております。

以下、各項目について御説明申し上げます。

まず、序論につきましては、合併の考え方として、社会的背景と課題等について記載いたしますほか、第6回会議で御承認いただいております建設計画の作成方針に基づき、計画の趣旨、構成、期間及び区域について記載することといたしております。

次に、高松市と香川町の概況につきましては、2ページから3ページにかけて記載のとおり、1の位置と地勢を初め、平成12年国勢調査のデータに基づき、2の人口と世帯数、3の交流人口について分析することといたしております。さらには、これまでの両市町にかかわる広域行政の取り組みについても考察し、両市町の概況をお示しすることといたしております。

次に、基本方針でございますが、まず新しいまちづくりにつきましては、合併後における市の将来像及び香川町地域の役割について記載することといたしております。

また、基本目標、施策体系につきましては、今後、建設計画に盛り込む主要事業、合併特例債適用事業等の検討を進める中で、施策体系を整理し、定めることといたしております。その内容につきましては、例示して記載しておりますように、都市基盤、生活環境、

教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化などについて目標を設定することが考えられようかと存じます。

次に、施策でございますが、現在、両市町で建設計画に掲載すべき主要事業等の調査を実施しておりまして、その調査結果に基づき、県事業を含め、施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理いたします。

次に、公共的施設の統合整備につきましては、合併後の市における行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案しつつ、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で、検討を進めてまいりたいと存じます。

4ページをお開きください。

最後に、財政計画でございます。

財政計画につきましては、計画の期間、すなわち、両市町の合併後おおむね10年間について定めることといたしております。

なお、財政計画の作成に当たりましては、印で記載しておりますが、留意事項として、合併特例法による特例措置を初めとする支援制度を活用するとともに、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市が健全に財政運営を行えるよう、十分に留意して作成するものといたします。

以上が建設計画の構成でございますが、参考として、現在の両市町の総合計画の概要を記載しております。

高松市は、平成12年度を初年度として、23年度までの12年間を、香川町は、平成13年度を初年度として、22年度までの10年間を計画期間とする総合計画を作成しております。

また、まちづくりの目標として、高松市は環境共生型まちづくりへの転換を初め六つの目標を、香川町は豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくりを初め四つの目標を掲げております。

なお、5ページには先進地域や国の示した手引きにおける建設計画の構成を、参考までに一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で報告第14号建設計画の構成についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第14号につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（2）の議案事項に移ります。

議案事項のうち、まず、議案第14号平成15年度高松市・香川町合併協議会決算についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明をいたします。

会議資料6ページをお開き願います。

議案第14号平成15年度高松市・香川町合併協議会決算についてでございますが、高松市・香川町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、本協議会の平成15年度決算について、監査委員の監査結果報告を付して認定を求めるものでございます。

次の7ページをごらんいただきたいと思います。

平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出決算書でございます。

まず初めに、歳入について御説明申し上げます。

まず、上側の表、歳入のうち、まず、第1款負担金の市町負担金でございますが、高松市、香川町からの負担金といたしまして、当初の予算額どおり、合計で950万円を受け入れたいしております。

次に、一つ飛びまして、第3款県支出金の県補助金でございますが、当初予算額950万円に対しまして、収入済額は508万5,000円となっております。この県補助金につきましては、香川県の市町合併促進支援事業費補助金交付要綱に基づき、合併協議会の運営経費の2分の1が交付されるものでございまして、後ほど御説明いたします歳出総額が当初の予定を下回ったことに伴い、収入額が当初の予定を下回ったものでございます。

次に、一つ飛びまして、第5款諸収入の預金利子といたしまして、67円を収入いたしております。

歳入の合計額は、当初予算額1,900万1,000円に対しまして、1,458万5,067円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、第1款運営費の会議費でございますが、当初予算額163万7,000円に対しまして、93万4,721円を支出いたしてありまして、不用額は70万2,279円となっております。不用額の主なもの、理由でございますが、報酬、旅費で、会議開催回数が当初予定を下回ったことによる報酬並びに費用弁償の残、及び使用料及び賃借料におきまして、会議室使用料及び会議支援システムの借上料の残などによるものでございます。

次に、事務費でございますが、当初予算額368万2,000円に対しまして、216万7,018円を支出いたしてありまして、不用額は151万4,982円となっております。不用額の主なものとしたしましては、職員手当等の残、消耗品などの効率的な使用に努めたことによる需用費の残、会議開催回数が当初予定を下回ったことなどによる郵便料などの役務費の残、及び使用料及び賃借料の残などでございます。

次に、第2款事業費の事業推進費でございますが、当初予算額1,358万2,000円に対しまして、706万9,860円を支出いたしてありまして、不用額は651万2,140円となっております。不用額の主なものでございますが、委託料において、協議の遅れによりまして、建設計画の作成に着手ができず、この建設計画の作成委託料が全額未執行となったことなどによる残、負担金、補助及び交付金として措置いたしてありました県職員派遣負担金の負担額が、当初の所要見込み額を下回ったことによる残などでございます。

次に、第3款の予備費につきましては、執行がございまして、結果、予算額1,900万1,000円に対しまして、歳出総額は1,017万1,599円となっております。

なお、下の欄外に 印で記載しておりますように、歳入から歳出を差し引いた額、441万3,468円につきましては、平成16年度に繰り越し、事業費に充当させていただくことといたしております。

なお、8ページから9ページには、参考資料といたしまして、平成15年度の本合併協議会の事業の実施状況を記載いたしてあります。

1の合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報の提供、2の事務事業実態調査の実施及び調整、3の市町建設計画の作成、4の合併協定項目の協議、5の協議会、幹事会、部会等の開催、6の合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究、7のその他必要な合併に関する調査研究など、平成15年度には、そこに記載しておりますような事業を実施したところでございます。

次に、10ページでございますが、去る6月14日に本合併協議会の監査委員による監査を受けておりますので、その監査結果報告書をつけて報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成15年度決算についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました平成15年度決算につきましては、財務規程第8条第1項の規定に基づき、本協議会監査委員による監査を終えております。

それでは、監査委員を代表して、北原和夫高松市代表監査委員さんから監査結果報告をお願いいたします。

監査委員（北原） 高松市の監査委員の北原でございます。

それでは、私から監査委員を代表いたしまして、監査の結果を御報告申し上げます。

高松市・香川町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、平成15年度高松市・香川町合併協議会会計決算につきまして、去る6月14日、高松市役所において、香川町の川西代表監査委員さんと共に監査を行いました。

提示されました関係諸帳簿及び証拠書類を審査いたしましたところ、決算書に記載のとおり、適正に処理されていることを認めましたので、高松市・香川町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

それでは、ただいま報告のありました平成15年度決算について御質問等がございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませぬので、平成15年度決算については、これを認定することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませぬので、議案第14号については認定することに決定いたします。

次に、議案第15号平成16年度高松市・香川町合併協議会補正予算についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の 11 ページをお開き願います。

議案第 15 号平成 16 年度高松市・香川町合併協議会補正予算でございますが、次の 12 ページをごらんいただきたいと存じます。

平成 16 年度の合併協議会の補正予算でございますが、資料でございますように、第 1 条で歳入歳出予算の総額に、先ほどの 15 年度決算で認定をいただきました 16 年度への繰越金 441 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,791 万 4,000 円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の 13 ページの第 1 表のとおりでございます。

続きまして、14 ページの事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

14 ページでございます。歳入歳出補正予算の内訳について御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、先ほど説明いたしました 441 万 2,000 円を繰越金として計上させていただいております。

次に、歳出でございますが、第 2 款事業費の事業推進費として、441 万 2,000 円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だより作成等委託料でございます。

以上、簡単でございますが、議案第 15 号平成 16 年度高松市・香川町合併協議会補正予算についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第 15 号につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第 15 号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第 15 号については原案のとおり決定いたしました。

会議次第 4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の 4、（3）の協議事項に移ります。

まず、協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてを議題といたします。

なお、この協議第2号につきましては、前回、第6回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますが、去る5月26日に合併特例法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、事務局から修正案が提案されております。

それでは、協議第2号の提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第2号について御説明いたします。

資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、合併の期日につきましては、前回の第6回会議で提案させていただいたところでございますが、このたび、合併特例法が改正をされ、平成17年3月31日までに市町議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併を行ったものについては、引き続き合併特例法が適用されることとなり、実質的に合併の期限が延長されたことに伴い、修正案を今回の第7回会議に提案するものでございます。

ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

まず、上側の前回の会議で提案いたしました案でございますが、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」というものでございます。

次に、下側の今回修正案でございますが、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」というものでございまして、改正前の合併特例法及び改正後の合併特例法のいずれにも対応した内容といたしております。

なお、合併の期日についての資料を、次の16ページ以降に掲載いたしております。

まず、16ページをごらんいただきたいと存じます。

資料の内容につきましては、前回の会議で説明いたしておりますので、今回変更があった点についてのみ、簡単に説明させていただきます。

まず、16ページの2の合併の期日を決定するに当たっての留意点の（1）でございますが、このたびの合併特例法の改正を受け、資料に記載のとおり「合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成17年3月31日までに合併するか、平成17年3月31日までに両市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の期限である平成18年3月31日までに合併する必要がある。」と変更をいたしております。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページは、先行事例の合併の期日を表に整理したものでございますが、その下側の2の今後合併が予定されている事例といたしまして、表の最後に、平成17年4月1日以後の合併の期日を設定している三つの地域の事例を追加いたしております。

県内では、一番下の段にございます観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会で、平成17年10月11日に合併の期日を設定いたしております。

以上、協議第2号合併の期日についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第2号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第2号についてお諮りいたします。

協議第2号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第2号については、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第5号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

なお、協議第5号につきましても、前回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第5号について、改めて提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第5号について御説明いたします。

資料の18ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第5号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてでございますが、ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、枠の中に記載しておりますように、「香川町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「香川町大野」、「香川町寺井」、「香川町浅野」、「香川町川内原」、「香川町川東上」、「香川町川東下」、「香

川町東谷」、「香川町安原下第3号」、「香川町安原下第1号」とする。」というものでございます。

なお、この町名・字名の取扱いにつきましては、提案されました前回の会議で、即、確認、意思集約をしてはという意見もございましたが、委員から、香川町の地域のこれまでの経緯や事情等も踏まえ、後々問題が残らないように十分留意されたいとの意見もあり、結果、継続協議の取扱いとしたところでございます。

以上が協議第5号町名・字名の取扱いについての説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

富田委員 香川町の富田でございます。

前回、この香川町分の寺井地域と、それから香川町安原下第3号、第1号ですか、この3地域につきまして、高松市の委員の方から、細やかな配慮をいただきまして、私ども、私、大野でございますけれども、帰りまして、早速、地域の代表者に相談をし、また地域の人たちとの相談も重ねまして、原案のとおりで進めてほしいというようなことでございますので、御報告申し上げますとともに、安原地域につきましても、そのような手順をしておりますので、御報告を申し上げておきます。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

ほかに、何かこの件について御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ございませんか。

特にないようでございますので、それでは協議第5号についてお諮りいたします。

協議第5号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第5号につきましては、原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第6号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、これからの協議第6号から第8号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議では提案及び説明、質疑等を行い、次回の第8回会議で意見集約を

諮ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

資料の21ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第6号財産の取扱い（協定項目第5号）についてでございますが、財産の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「香川町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、次の22ページの資料で御説明をいたします。

22ページでございます。まず初めに、公有財産について御説明をいたします。

平成14年度末現在の両市町の現況でございますが、まず1の土地及び建物につきましては、恐れ入りますが、24ページに参考資料ということで、一覧表をつけておりますので、24ページをごらんいただきたいと存じます。

この後の24ページでございます。上側の表でございますが、表に記載のとおり、高松市では、行政財産、普通財産を合わせ、773万576.89平方メートルの土地と111万3,657.58平方メートルの建物がございます。一方、香川町におきましては、21万1,475.30平方メートルの土地と5万5,016.51平方メートルの建物がございます。

以上が両市町の土地及び建物の現況でございます。

恐れ入りますが、再び22ページにお戻り願います。

22ページの2の有価証券でございますが、高松市では7億3,833万3,000円を株式で保有しておりますが、香川町にはございません。

次に、3の出資による権利でございますが、出資金、出捐金などを合わせ、高松市は50億3,425万2,000円、香川町は出資金のみで957万5,000円となっております。

次に、4の債権でございますが、高松市は46億9,124万2,000円、香川町はございません。

次に、5の基金の現況でございますが、再度24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページの資料の下側の(2)の表に、両市町の平成14年度末における基金の状況を一覧表に整理いたしております。ここに記載のとおり、高松市は、積立基金、定額基金を合わせ10の基金がございまして、合計で193億9,456万4,326円となっております。一方、香川町でございまして、財政調整基金を初め18の基金がございまして、合計で23億9,886万4,404円となっております。

以上が両市町の基金の現況でございます。

恐れ入りますが、22ページを再びごらんいただきたいと存じます。

22ページの6の起債残高でございまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、高松市は2,344億8,708万2,000円、香川町は88億4,019万5,000円となっております。

以上、両市町の公有財産の現況について御説明申し上げましたが、調整案といたしましては、22ページの右下の欄に記載しておりますとおり、「香川町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

財産区について御説明いたします。

両市町の財産区の現況は、資料に記載のとおりでございまして、高松市では五つの財産区がございまして、香川町には財産区はございません。

以上が財産区の現況でございます。

次に、25ページをお開き願いたいと存じます。

25ページには、この財産の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました先進地域10市の状況を記載しております。いずれの市におきましても、合併協定項目として、この財産の取扱いが協議をされております。ここには、そのうちの7市の事例を記載しておりますが、すべての市において、編入される自治体の財産及び債務を編入する市が引き継ぐことといたしております。

続きまして、26ページをお開き願います。

26ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、法定合併協議会を設置し、編入合併が確認をされました中核市16市の事例を記載いたしております。16市のうちで、既に合併協定項目として、財産の取扱いが確認をされました市は、15市でございまして、ここには、秋田市など6市の事例を記載しております。こちらにつきましても、この財産の取扱いにつきましては、編入される市町村の財産及び債務を編入する市に引き継

ぐこととして確認をされております。

以上、協議第6号財産の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

編入合併でございますので、文章的にはこれで結構やと思うんですが、追加の必要はないと思うんですが、香川町にもふるさと創生基金及び目的別基金が、この表にありますように、あるわけでございます。それにつきましては、ぜひとも香川町の意味を尊重していただきたいと希望するわけでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） 引き継いだ後の基金をどうするかということにつきましては、また、建設計画等の中でも、その利用法等について、今後協議する場があると存じますが、なお、何か事務局からありますか。

事務局長 事務局の方から補足をさせていただきますが、ただいま御意見いただきました特定の目的に使用するために条例で設置されている特定目的基金でございます。それにつきましては、ただいま会長さんの方からも話がありましたけれども、基本的にそのような基金につきましては、特定の施策、事業の実施のためのものございまして、それら行政制度等の取り扱いを調整する場がありましたら、そこで、当然、協議の対象になるわけございまして、また、合併後において、その特定目的基金の目的なり対象とする事業が今後とも存続されるという限り、他の目的にそのままそれを使っていくということとはできないということになっておりますので、そういうことも含めて、今後、具体的な協議、調整を行っていくということになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） この件について、ほかに何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市の鎌田です。

不敏にして、きょう初めて、こういう財産、債務の一覧表を拝見したんですが、この債

務というのは、全部起債残高、これ以外にはないと考えてよろしいのでしょうか。

議長（増田会長） いや、それ以外にもいろいろとありますので、ちょっと事務局の方から説明します。

事務局長 事務局から説明をいたします。

そのとおりでございます、ここに書いている財産の取扱いで、6番の起債残高というところが、この合併協定項目の表現にいう債務ということに該当をいたします。

以上でございます。

鎌田委員 そうすると、ちょっとこれ、合併協議に余り関係ないんだけども、2,340億円という起債残高は、高松市レベルの中核市にとっては、たやすいもんですか、それともかなり莫大なもんですか。

議長（増田会長） じゃあ、事務局からどうぞ。

事務局長 合併協議会の事務局といたしまして、高松市のこの起債残高がどうかということ直接的に説明できる立場にはございませんが、ただ、こちらの方で聞いておりますところでは、中核市の中では平均か、平均よりは少し上かなということで、上というのは若干悪い部分があるということでございますが、決してそれが今のこの状況の中で悪いということにはならないというふうに、財政当局の方からはお聞きをいたしております。

以上でございます。

議長（増田会長） 私からも話しますが、これはもうやっぱり貸借対照表と一緒に、借金があるということは資産もあるということでございますので、要は償還の能力がどうかというようなことになってきますが、この起債が毎年予算で、その比率が15%とか20%かということで、いろいろ財政的に危険ラインが20%であるとか、15%であるとか言っておりますので、我々としても、当然その危険ラインにならないようにということをやっておりますし、特に最近、新しい起債と償還とがバランスがとれるようにということで、プライマリーバランスということをやっておりますので、これ以上、起債残高がふえないという政策をとっておりますので、今後、高松市としては、起債残高がこれ以上ふえるということはないというふうに思っております。もちろん、また大きな何か建設事業をやれば別ですけども、今のところはそんなようなことでございますし、さっきの借金の話ですが、正式な借金は起債だけですけども、やはりよく財政の専門家が言いますが、隠れ借金というようなものはやっぱり、例えば開発公社に対するものとかというようなものが借金と、そういうふうにする学者もございまして、全くこれだけで負債的なもんがな

いかというと、やっぱりそれは言えないんじゃないかと思えますけど。そこらは事務局どうなってるかな……

事務局長 ただいま最後のところで会長さんが言われたものについては、土地開発公社に対する債務保証ですね、そういうものを債務という取り扱いをするかどうかということですが、最近、地方自治体においてもバランスシート、貸借対照表をつくるべきだということがございまして、若干試験的に各自治体でもやっておるところがございまして、そういう貸借対照表なんかであれば、より、債権、債務というものは明確になってくると。ただ、地方自治体と民間企業とは経理の仕方なり、その取り扱い、財産、債権の取り扱いが違っておりますので、一律に判断することは非常に難しいという議論がありまして、まだ定着した考え方はないということ、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか、はい。

ほかに、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございまして、協議第6号につきましては、会議規程の定めにより、次回、第8回会議で改めて協議等を行って、意思集約を諮ることとさせていただきます。

次に、協議第7号慣行の取扱い(協定項目第12号)についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

資料27ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第7号慣行の取扱い(協定項目第12号)についてでございますが、ここでは、市章、市民憲章、都市宣言、市木及び市花について、その取り扱いを協議するものでございます。

これらの慣行につきましては、市のシンボル、基本姿勢となりますことから、合併市町の一体化を図るため、できる限り早期に統一する必要がございますが、香川町におきまして、特に愛着の深いものである場合には、何らかの方法で継承することなども考慮する必要がございます。

提案内容を御説明する前に、まず両市町の現況について御説明いたします。

次の28ページをごらんいただきたいと存じます。

慣行についての両市町の現況のうち、まず、1の市町の章でございますが、高松市の市章は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられた「高」の字を中央に、外郭に松葉を配したもので、色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したものとなっております。また、香川町の町章は、「香川」を図案化している町章で、三つの円は川をあらわすと同時に、3カ村の合併と住民の強固な団結を象徴したもので、中央下部にございます「香」の字は、町の安定と輝く将来性を表現したものとなっております。

次に、2の憲章でございますが、高松市におきましては、高松市民のねがいとして、資料に記載のとおり、市民憲章が制定されておりますが、香川町では町民憲章は定められておりません。

次に、3の都市宣言でございますが、高松市においては六つの都市宣言、香川町においては三つの都市宣言を行っておりますが、香川町の三つの都市宣言につきましては、高松市でも、ほぼ同時期に同じ趣旨の宣言を行っているところでございます。

次に、29ページの市町の木と花でございますが、木につきましては、高松市が黒松、香川町が樟の木、また、花につきましては、両市町ともつつじとなっております。

以上が両市町の現況でございます。

恐れ入りますが、27ページをごらんいただきたいと存じます。

このような現況を踏まえた提案内容でございますが、まず、市章につきましては、高松市の市章を用いるものいたします。

次に、市民憲章につきましては、現在、香川町には憲章がございませんので、高松市の市民憲章を用いるものいたします。

次に、3の都市宣言につきましては、同様な宣言となっておりますので、高松市の都市宣言に統一するものいたします。

次に、4の市木及び市花につきましては、高松市の市木及び市花を用いるものいたします。ただし、香川町の町木につきましては、香川地区の推奨の木とするというものでございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

29ページには先進地域の事例を記載しておりますが、編入合併をいたしました10市のうちで、何らかの特例を設けている市が6市、逆に特例を設けていない市が2市となっております。資料には、新潟市と新居浜市の事例を記載しておりますが、新潟市につきましては、特例措置を設けておりますが、新居浜市におきましては、すべて新居浜市の制度

に統一することとし、特例措置を設けておりません。

次に、30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページに、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、この慣行の取扱いが確認をされた市は15市でございます。資料には、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても編入する市に統一することとして確認されている例が多くございます。

なお、成人式あるいは出初め式などの市町の行事や都市提携などにつきまして、この慣行の取扱いの中で協議をしております合併協議会もございしますが、本合併協議会におきましては、それらにつきましては、別途、他の合併協定項目の中で協議をするという扱いといたしております。

以上が慣行の取扱いについての説明でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 異論がなければ御提案申し上げたいんですが、この協議第7号につきましては、次回へ持ち越す必要もないんでなかろうかと思うわけで、異論がなければ、本日もう確認をとっていただけたらと思います。

議長（増田会長） ただいま御厩委員さんの方から、特に異論がなければ、もう本日の会議で意見集約を諮ってはということでございますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 また一言居士の鎌田でございます。

市章とか花とか木とかはどうでもいいんですよ。問題はこの憲章で、だってここでは、栗林公園と屋島のことしか言ってないでしょう。香川町さんを合併することによって、山の方まで、中山間部から、それから川まで一つの市の中へ入ってくるわけです。だから、中山間部及び河川に対する何らかのそういう誇りの言葉を入れて、市木及び市花についてただし書きがあるように、「市民憲章を用いるものとする。ただし、合併後の新市について、さらにふさわしい憲章を検討するものとする」とか、そういう文言を入れておかないと、栗林公園と屋島だけで、新市のイメージが全部言いあらわせるとは言えないじゃないですか、香川町さん。

御厩委員 異論が出ましたので、次回によろしく願います。

議長（増田会長）　そうですね。はい、わかりました。

確かに、市民憲章自体も、当然、合併するとなれば、私は修正の必要があると思っておりますので、その全体像がはっきりするまではちょっと……。ですが、その余地は十分ありますので、そういう御意見もございましたので、協議第7号につきましても、次回、第8回会議で改めて協議等を行いたいと存じます。ありがとうございました。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤）　それでは、御説明いたします。

資料3 1ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)についてでございますが、提案内容につきましては、ページ中ほどにございますように、「香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

なお、この協議の結果につきましては、合併協議会に御報告させていただくことといたしております。

次の3 2ページをごらんいただきたいと存じます。

3 2ページには両市町の長、助役、収入役、教育長の任期、給料月額の実況を記載しております。

また、その下側には、先進地域の事例といたしまして、新潟市と潮来市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、両市町あるいは両町の長が別に協議して定めるものとしております。

なお、資料には記載されておりませんが、新潟市では、協議の結果、編入されました黒埼町の町長、助役、教育長を参与などに任命いたしておるものでございます。

なお、この特別職の範囲でございますが、地域によりまして各種の行政委員会委員などを含んでいる事例もございますが、本合併協議会では、先ほど御説明いたしましたようなことで取り扱いをさせていただくものでございます。

以上で、特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長）　ただいま説明のありました協議第8号につきましても、御質問、御意

見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。

それじゃないようでしたら、本件、協議第8号につきましても、次回、第8回会議で改めて質疑、協議等を行って、意見集約を諮ることとさせていただきます。

会議次第5 その他（1）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5、その他でございますが、（1）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明させていただきます。

会議資料とあわせて配付いたしております第7回会議の参考資料をごらんいただきたいと存じます。

会議資料の後につけてございます。参考資料をごらんいただきたいと存じます。

御協議いただいております合併協定項目につきましては、協定項目について協定項目番号の順番ではなくて、協議が調ったものから、順次、協議会に提案し、御協議をいただくということになっておりますが、あらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただくということで、参考資料といたしまして、この合併協定項目に係る現況と先進地域の事例を提出いたしておるものでございます。

これまでの会議で、協定項目の第15号までと第25号について、資料を作成し説明してまいりましたが、今回は表紙の目次にもございますように、協定項目の第16号から第23号までの八つの項目につきまして、高松市と香川町の現況と先進地域の事例を説明させていただきます。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページは一部事務組合等の取扱いについてでございます。

現況欄にございますように、高松市、香川町に関係のある一部事務組合等は高松地区広域市町村圏振興事務組合、木田香川地区町村税滞納整理組合など八つの組合がござい

ます。  
次の2ページの概要欄に記載してございますように、この一部事務組合を構成する市町が合併を行う場合は、当該組合の脱退、加入の手続や規約変更の手続が必要となります。このような構成市町の数の増減や組合の規約変更等につきましては、当該組合を構成する市町の議会の議決を経た上で、県知事の許可が必要となります。

合併に伴う具体的手続でございますが、そこに記載してございますように、まず最初に、組合を構成する市町が構成外の市町と合併する場合、例えば、讃岐地区広域消防組合、香川南部葬斎場組合など7組合のように、香川町は構成団体となっておりますが、高松市は構成団体でない、そのような場合には、組合を構成する香川町の法人格が消滅をいたしますので、組合の脱退の手続が必要となってまいります。

なお、引き続きもとの組合でそれらの事務を従来どおり処理する場合には、改めて当該組合への高松市の加入の手続が必要となります。

次に、構成市町間で合併する場合、すなわち、高松地区広域市町村圏振興事務組合のように、両市町とも構成団体である場合には、組合を構成する香川町の法人格が消滅いたしますことから、組合の脱退の手続が必要となります。さらに、構成市町の数減少に伴う経費負担の割合等を調整する必要も出てまいります。

また、香川縣市町職員退職手当組合など、県内の全町が加入している組合についても、香川町の脱退の手続が必要となりますが、あわせて財産の処分等について十分協議をする必要があります。

1ページの先進地域の事例におきましても、ただいま御説明いたしました手続を基本的に協議をされておりますが、特別の事情がある場合には、編入される町村の地位を継承する方向で協議がされております。

なお、ここには紹介をされておきませんが、この合併協定項目におきましては、公社、第三セクター、公益法人等の外郭団体につきましても、その取り扱いを協議することといたしております。

以上が一部事務組合等の取扱いでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページは、附属機関等の取扱いについてでございます。

附属機関とは、法律や条例に基づき、事務の執行に必要な審査、審議、諮問等を行うために設置する機関でございます。両市町に共通する附属機関については統合し、独自の機関については、実態等を考慮して調整を行う必要がございます。

現況欄にございますように、現在、高松市の附属機関は、高松市防災会議など45機関、附属機関類似機関としては、高松市行政改革推進委員会など64機関ございます。また、香川町の附属機関は、香川町防災会議など16機関、附属機関類似機関としては、香川町行政改革推進委員会など22機関ございます。

その下に先進地域の事例を記載しておりますが、原則として附属機関は統合することとし、独自の機関につきましては、各市とも実情を考慮し、適切な措置を講じることといたしております。

以上が附属機関等の取扱いでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。4ページは公共的団体等の取扱いについてでございます。

まず、一番下の概要の欄をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法では、「公共的団体等は、合併市町の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」とされておりますことから、その取扱いを協議し、公共的団体等の理解を求めていく必要がございます。

ここで言う公共的団体等とは、商工会議所、商工会、生活協同組合などの産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム、育児院などの福祉事業団体、青年団、女性会、教育会などの文化事業団体、農業協同組合、森林組合などの農林関係団体など、公共的な活動を営む団体はすべて含まれ、法人かどうかを問わないものとされております。

また、資料には記載がございませんが、地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これを指揮監督できることとされておりますことから、地域の一体的発展を考慮しながら、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう努める必要がございます。

先進地域の事例におきましても、新潟市におきましては、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら調整に努めるとしてあります。まず、両市町に共通している団体は、合併後に統合するよう調整に努め、独自の目的を持った団体は自主的な判断にゆだねております。さらに、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることといたしております。

このように、各市とも基本的には統合整備を目指し、経緯や実情等を尊重しながら調整に努めるという内容となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

5ページは、消防団の取扱いについてでございます。

この消防団につきましては、合併時に統合することが適切であるとされております。ただし、各市町におきまして、組織機構や団員の身分の取り扱い等が異なっている場合には、その調整が必要となってまいります。

両市町の現況でございますが、団員数、分団数は高松市が768人、26分団、香川町が106人、4分団でございます。また、車両数、屯所数は、高松市が56台、56カ所、香川町が12台、11カ所でございます。これらの組織をどのようにするか調整が必要となってまいります。さらに、団員の身分につきましても、その取り扱いが異なっておりますので、調整をする必要がございます。

先進地域の事例におきましても、消防団を統合し、分団数、団員数、報酬等について協議いたしております。例えば、上から3番目の大船渡市におきましては、消防団は統合し、報酬については大船渡市の基準に統一することといたしております。また、一番下の新居浜市におきましては、消防団は統合し、報酬や費用弁償等は新居浜市の制度に統一するものとしており、定数等の見直しについては、新居浜市の消防計画に基づき調整するものといたしております。

このように、消防団につきましては、その円滑な統合に向けて協議をする必要がございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

6ページは使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

高松市と香川町で、同一目的の施設や同一種類の事務に関して、その使用料や手数料が異なっている場合には、あらかじめ、その取り扱いについて十分に検討し、調整を図っておくことが必要でございます。これらの協議、調整に当たっては、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要がございます。

両市町の詳細な現況につきましては、現在、調査中でございます。現況欄には戸籍、税関係の手数料を例示いたしておるものでございます。

先進地域の事例でも、編入する市に統一することを基本といたしておりますが、個々の実情に応じて調整が行われております。例えば、新潟市におきましては、老人福祉センターなどの施設使用料や露天市場の出店料について、また、福山市におきましては、し尿くみ取り料、施設使用料、墓苑、墓地使用料について、別途、定めております。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページは、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

両市町では、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付するなど、財政的な支援を行っております。合併に際しましては、これら補助制度の内容を整理し、その必要性を検討するとともに、財政状況等も踏まえて実情を把握し、補助条

件等の調整を行う必要がございます。両市町の現況については、現在、調査中でございます。

先進地域の事例におきましては、新潟市では、補助金等は従来の実績を下回らないように配慮し、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図ることとされております。また、一番下の福山市では、福山市の制度に統一することとし、編入される内海町の従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、調整を図るものとしたしております。

いずれにいたしましても、補助金等の目的や効果を総合的に勘案し、公平性や有効性、財政面の観点から調整を図っていく必要がございます。

次に、8ページをお開き願いたいと存じます。

国民健康保険事業の取扱いでございます。

まず、一番下の概要の欄をごらんいただきたいと存じます。

国民健康保険は、市町村が保険者となって、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料（税）を徴収して運営しているものでございますが、この運営状況は、市町によりまして賦課方式、保険料率、納期などが異なっておりますので、一元化を図る必要がございます。例えば、賦課方式を例にとってみましても、高松市は保険料方式、香川町は保険税方式で徴収を行っているものでございます。したがって、負担と給付について、住民間に不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化が生じないよう、その実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて、十分に調整をする必要がございます。

なお、住民にとって急激な負担増とならないよう、合併特例法では不均一課税ができることとなっております。先進地域の事例を見ましても、10市のうちで5市、不均一課税を実施しているものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

最後は、介護保険事業の取扱いについてでございます。

介護保険事業につきましては、制度の中で保険料の基準額や段階が異なっておりますので、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図っていく必要がございます。

現況欄をごらんいただきます。保険料でございますが、基準額は、高松市が年額4万4000円、香川町は3万6,000円、保険料の段階は、高松市が6段階、香川町は5段階となっております。このような差異を調整する必要がございます。

なお、介護サービスにつきましては、両市町とも国の基準サービスを実施いたしております。

ます。

先進地域の事例では、編入する自治体の制度に統一することとしつつ、何らかの経過措置を設けて、介護保険事業計画をもとに、新たな介護保険料を設定する事例が多くなっておりま

す。以上が介護保険事業の取扱いについての説明でございます。

以上、参考資料として提出いたしました合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま事務局から説明のありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

どうぞ。

鎌田委員 また鎌田でございます。

単純な質問なんです、この商工会及び商工会議所の合併というのについて、ちょっと経済同友会でも調べてるんですが、どうもよくわかんなくて、補助金が国から出たり、県から出たり、市町から出たり、それから、国から市町を通じて商工会に出たりしとって、この商工会については、何か、高松市の商工会議所は非常に補助金が少ないのに、香川町あたりは大変多いと。地域おこしの中核団体となる商工会が会議所に合併されてしまうと、非常に活動費が少なくなって、地域の商工会は壊滅してしまうというような意見を聞いたことがあるんですが、どうなってんでしょう、これは。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明いたします。

ただいまの御発言の中で、商工会と商工会議所の統合というようなことがありましたけれども、商工会も商工会議所も、全然別の法律に基づいて設置されておりますので、商工会と商工会議所の統合というのは、基本的にはないというふうに理解をいたしております。じゃあ何が問題なのかと言いますと、自治体の地域の中に複数の商工会がある場合は、基本的には統合ということが課題になってくるということでございまして、それは、各都道府県によって対応がまちまちのようでございますけれども、商工会という、今、御質問の中にもありましたけれども、地域経済、そういう面での活動団体ということでございますので、自治体の区域の中に複数あるということは、余り好ましくないというのが法律上の解釈になるかと思えます。そういうことからいきますと、基本的には統合をすべ

きだということになっておるものでございまして、もちろん、一方の商工会議所は、当然、商工会議所として一つしか存在しないということでございますので、その点について、今後、部会のところで、これは産業部会でございますが、産業部会で協議、調整が行われるということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大橋委員 高松の大橋と申します。

鎌田さんの言われたことを本当に、私も実は、香川町の町会議員さん随分知っとる方いらっしゃるけど、私なんか香西、もう合併していますけど、合併してよかったというふうになっとんです、結局は。その当時はいろいろ、もう、あって、財産区やいろいろあったんですが、やはり私も商工会議所のメンバーで、地元の商工会のメンバーなんです。鎌田さんなんかは、財界の立場の方で、商工会議所一本やけど、やっぱり補助金が国の方とかいろいろ違うんです、それは。商工会議所のメンバーでも、つき合いで入っとる人おるけど、やっぱり大型店舗とか、高松は今、都市再開発をやってまして、やっぱり高松が沈没したら、香川県全部沈没するんですよ。

しかし、現実には、例えば、合併しても合併前の商工会が、地域のイベントで、例えば50万円ぐらいの、ふれあい交流事業で、5万人ぐらい集めるお祭りをやっとんです。歩行者天国。それはやっぱり、昔の商工会の方が、やっぱり年いったらこの地区を守ろうと、そういうんで事例には、非常に、いいか悪いかわからんですよ。それで、商工会の合併した川島なんかの方は、山田地区と合併したとき、商工会議所と準ずるような、やっぱり合併の条件つけたんでしょう。

私なんかは、香西には当時、財産が多かったから、合併しなくていいのに合併してくれというんで、逆に乗ってあげたような立場になっとんです。しかし、時代の流れで、やっぱり大きな都市で、活力が、高松市の活力の源、やっぱりある程度人口もありますから、将来、都市間競争になってきた場合は、例えば香川町さん失礼ですけど、ちっちゃなところで合併しても特例法受けられるでしょう。しかし、5年、10年、都市間競争で必ず行き詰まるから、だからやるんやったら大きな面で多分論議を、町民とか議員さんなんか、やっぱり首のかかった分でしょう。しかし、地域としては、やはり商工会が……、商工会でも限度があるんですよ。お金出すのも限度があるし、体力ないから。大型店舗やいうてやられてしまう。そしたら、協同組合法で、また別の補助金もらいながら勉強会して、地域は一生懸命なんです。

やっぱり商工会議所があって、同時に商工会の方はまた連合会、有名無実かわかんけど、ある程度連携して生き残ろうと。やっぱり合併したら不安なんです。いまだにもう、香西なんか大丈夫かという形。だから、香川町さんも同じ立場やと思うんですよ、やっぱり。そのあたりは、僕らも、法的にはわかんけど、地域は地域の方でやっぱり、もう寂れてしまうたらどうなるんやろという不安もまたありますしね。しかし、これで守りながらやっていこうというんが、合併してもやっぱり商工会は動つきょんですよ、我々は。だから、いいか悪いかはいい事例で、だから場合によっては、その中で商工会議所のメンバーもダブって、また商工会の勉強したりしよる人もいらっしゃるし。

だから、私も、そのあたりはちょっといろいろ縦の線が違うけど。言おうとしたことは、香川町も商店街あるでしょうし、大型店舗もあるでしょうし、だから、そのあたりは私たちが、合併してから香西町の町民が、やっぱり商店街は商店街の生き残る、地域も生き残っていかないかんがという形もあるし。だからというて、中央が沈んでもたら全部沈んでしまうから、それも理解しようと、なかなか難しいところですけど。

議長（増田会長） この件については、やはり基本的にはもう商工団体の御意向というのが一番になると思いますので、そちらの御意向を伺う中で、また産業部会で十分に協議をしていきたいと思います。

はい、どうぞ。

鎌田委員 ということは、合併しても香川町商工会というのは残っててもいいんですか。

議長（増田会長） ええ、それは、いけないということはないですから。

事務局長 事務局から説明しますと、基本的にまだ、こちらの事務局の段階では、現時点では中身を具体的に聞いておりませんので、この部会の中で、合併協定項目について協議、調整を行うということでございますので、そこでの協議が終わりましたら、この協議会に出てくるということでございます。

ただ、基本的に、先ほど若干申し上げたんですが、香川県の取り扱いとして、一自治体の中で商工会は複数というのは3年間ぐらいは認めるけれども、後は補助金は出さないというような、もう統合しなければ、というようなことでございますので、そこらあたりで関係団体等で調整して、あるいは、部会でその取り扱いを調整していくということになりますので、その点、それ以上のことについて、現時点で事務局の方で説明するということはできないものでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。

同じく、文化協会関係のことでちょっとお聞きしたいんですが、現在の合併協議会、6町ですか、されている中で、香南町以外は、多分、文化協会組織が全部あると思うんで、高松も含めて、現在、東讃文化協会連絡協議会というところにも関係があると思うんで、一番早く合併協議に関して進んでいるところが塩江町との文化協会関係だと思うんで、進んでいるところでは、どういうふうな考え方でこの文化協会の合併が考えられているのかということと、6町との合併を、高松市に編入という形で進んでいくなれば、多分、同じレベルで考えていくようになるんじゃないかと思うんですけど、ほかの五つが統合するけど、例えば四つとか、あとの二つはしないとかということはないんじゃないかと思うんで、その辺の進め方とか、考え方とかというのが今わかる時点で説明いただければと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ちょっと2点に分けて説明をさせていただきます。

まず、先行しております塩江町の合併協議会のことを、こちらの事務局サイドで聞いておる範囲でございますが、塩江町と高松市の合併協議会では、文化振興事業の中に文化協会の取り扱いがありますが、その取り扱いについては、まだ協議会の段階に出てきておらないということでございますので、次回か、あるいは次々回の協議会に出るのではないかなというふうに想定をいたしております。

それで、高松市の立場で、私、説明することできませんが、高松市が6町と合併協議会をつくっておる、それ全体の整合性をどうするのかということについては、高松市の方で各合併協議会の幹事会等において整合性を図っていくということになるかと思っておりますので、その点については、ただいま御発言があったということをお伝えをしたいというふうに思っておりますし、現実的にばらばらな取り扱いということではできないんじゃないかなというふうに考えられますので、その点も含めて、各協議会にお伝えをいたしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

千葉委員 すると、これは質問なんですが、作業部会とかなんとかされる場合に、各町の文化協会の方とか、高松市でしたら文化振興課あたりが指導の課なんですが、そういう方も含めているんな話し合い、協議とかは、なされていくわけですね。

議長（増田会長） 当然、そういう話し合いのときには、主管課同士でもお話しするということには、当然なりますし、そこでまた幹事会等で諮って、さらにその上でまた協議会に上がるということになってきます。

よろしゅうございますか。

千葉委員 いや、その傘下の各町の文化協会の方も含めた合併について云々ということも作業部会の中で、もちろん話し合いがされるわけですね。

議長（増田会長） その文化協会の本人が来るかどうか別にして、その文化協会が担当しとる課とは、当然話し合いますから、そういう中で、さらにその前段の文化協会の役員同士の話し合いがあるかどうか、それはまた、その具体的なときになるとと思いますが。とにかく十分に、何も話をしないままでそうやるというようなことはあり得ないと思います。

どうぞ、はい。

大塚委員 関連して要望をしておきたいと思うんですけども。

実は、香川町でも今、鎌田さん、千葉さんの方から出とったような意見が今までに出てきてるんです。論議にもなってきたんです。香川町内で恐らく50を超えるそういった団体が、各種団体があると思うんです。特に商工会であるとか、土地改良とかという経済団体、こういう部門においては、行政との協力関係の中で、行政にも協力してもらう反面、そういった団体への財政的な支援もかなり高い財政援助がされてるんです。商工会とか土地改良にしても、これが合併したときに、後もう継続が困難になると、そういうときに、会員自体ももう分散してしまいやせんかという危惧が非常に強まっています。これが維持できるような協議を、これからの、それぞれの部門ごとの協議の中で、特に留意をしていたきたいと思うんです。

例えば、香川町で今言ったような団体以外にも、かつては婦人会という名前と呼ばれていたんですけど、最近名前が、そういう公称は不適當でないかということで、だんだんに変わってきてますけども、そういった団体と行政との協力関係と援助、財政的な援助、それからまた、例えば文化面では、香川町に祇園座という歌舞伎集団があります。こういったところも後継者難の中で、どうやってそれを保存していくかということで、財政的な継承をするための手だてもされてます。こういったものが合併と同時になくなるということになると、そういった文化も温存が難しくなっていくという状況がありますんで、それぞれの地域にあったそういうものが保存ができるような対処を、これからの専門部会なりで

の協議の中には十分反映していただきたいと思います。

以上、要望しておきたいと思います。

議長（増田会長） 十分にお聞きしておきますし、今言ったようなのは、また補助金の中でも議論されると思いますので、十分にそういう中で協議を行っていきたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。

先ほど出ておりました商工会関係のことなんですけれども、今、高松市さんにおいては、各町と合併協議会を開いて、香川郡の中では香南町、それから塩江町ともやっております。そういう中で、先ほど事務局の方から御説明がありましたように、一行政区、一商工会ということで、香川町商工会、現在は香川町内の一経済団体として活動しておりますけれども、今後、塩江町さん、香南町さんとの例えば合併が出てきたというときには、一行政区、一商工会という形がとれませんので。今現在は、高松市の中で商工会さんとして残っておりますのは、山田商工会が残っておりますけれども、例えば香川町が高松市さんと合併した折、山田と合併してはいかがですかと、こういう話が当然出てくるんじゃないかなと。それからまた、塩江町さん、香南町さんが合併されますと、そこらの扱い方とかというんが、非常に、今のところ、まだこれからのお話でしょうけれども、香川町にも会員が440会員ぐらいいます。それともう一つ、やはりいろんな形で不安材料としては、商工会の職員等についても、非常に今いろんな意味で危機感を持たれております。

そういうこと考えていきますと、先ほど事務局の方から申されましたように、3年後にどうなるかを決めればよいということでしょうけれども、3年というのはあっという間に来ることですから、非常にそういう不安面を抱えながら、今、商工会運営もやっておりますし、また職員もいろいろな危機感を感じながらやっていると、こういうことでございますので、今後、高松市さんが各町と合併協議会を開いていっておる中で、当然出てくる問題だと思んですけれども、そこらあたりも、ひとつ何かの形で目に見えるようなものが出てくれば、今出ているのはもうわかっておるんですけれども、それだけではちょっと不安視される面があると。

先ほど申されましたように、商工会議所と商工会は基本的には法律が違いますから、なかなか合体もできませんでしょうし、その点がちょっと不安な材料でございますので、会員

数も多いことですし、そういう面を考えて、私たち、商工会の会員のこと考えながらの  
ひとつ幹事会なり、いろいろな会議に反映させていただきたいなと、このようにお願いを  
するわけでございます。

議長（増田会長） 十分に御意見承っておきます。

いろいろ先進地の事例とかもございまして、十分にそういうところも研究する中で、ま  
た協議をいただければと思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。

全然別個なことでもよろしゅうございませうか。

議長（増田会長） 結構です。

初瀬委員 高松市さんは今6町と合併協議会をお持ちになって、それぞれ合併の話の進  
行をされて、もう相当、我が町もそのように、各町それぞれ合併の話は中核に入って、建  
設計画等もそれぞれ各町が討議に入っとるかと思っております。今また、各委員さんから商工会  
とか、文化協会の面とか、それぞれの立場から御発言されましたけれども、これらは一  
度、6町それぞれなさっておるわけでございますけれども、新聞等の記事で過去を拝見い  
たしますと、高松市さんにおいては、6町との合同会議を年2回ぐらい開催予定をしてお  
ると、このように承知しておるわけでございますけれども、もうぼつぼつ一度、この6町  
との合併協議会の合同会議をお持ちになって、それぞれ建設計画とか、今、各委員さんが  
おっしゃったようなことの御発言をいただいて、整合性を図って見たらというような気も  
するわけでございますが、これについての議長さんのお考えを承りたいと、このように思  
います。

議長（増田会長） ぜひそういう機会を早く持ちたいというのは思っとるわけですが。  
ところが、まだ、今言ったように、スピードの速い遅いがございまして、今回は初めて、  
この香川町に対しても、こういうことが今後協議の議題になるというお話をしたばかり  
でございまして、まだそこまで行ったらん協議会も大分ありまして、なかなか足並みがそ  
ろいまして、皆さんが共通の認識を持っていただいたような段階ではやらないかと思  
っとんですけど。

例えば、この商工会なんかでもしっかり、こういうことですよという私どもの説明が終  
わって、皆さん方も議論していただいて、できればそれぞれの団体がまたお互い横ともや

ったと、そういうような中でないと、実際集まっても、もうみんながてんでばらばらな話だけになりますんで、そういうところで非常に個々の協議についてやるのが難しい状況にあります、私どもも、だから例えば今度の合併の特例法が変わったとか、そういうような話は個別にするよりは皆さん一遍に集まってした方がいいがというようなことで、そういうときにはやりたいと思うんですけども。なかなか個別の合併のそれぞれの協定項目についてやるというのは非常に難しいんですが、できればそういう並びができたときにはやった方がお互いにいいわけですし、どうせ皆さん整合性とらないかん話なんで、そういうことはいろいろと思っておるんですけども。

なお、何かありますか、事務局の方で……、特にない。そういうことで。

初瀬委員 よく御意見わかります。理解もいたします。それじゃ、合同会議は、ある程度話が統一した場合には持ちたいというお考えでございますか。

議長（増田会長） それはそう思っております。

初瀬委員 わかりました。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、またございましたら、その他のところでまた承りたいと存じます。

会議次第第5（2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、（2）の高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の一番最後のページ、34ページをごらんいただきたいと存じます。

次回の第8回会議につきましては、7月28日の水曜日、午後1時30分から、場所は香川町農村環境改善センターで開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付する予定でございます。

なお、予想されます協議案件でございますが、現在、両市町の関係部署、部会で協定項目に係る行政制度、事務事業の調整を精力的に行っていただいております。次回、第8回会議には、これらの中から調整が調ったものについて提案し、御協議いただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 次回開催の案内でしたが、それでは以上で本日の協議事項等終わりましたが、その他ということで、せっかくの機会でございますので、合併問題、何についても結構ですが、御発言がございましたら承りたいと思いますが。

特によろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、ないようでございますので、以上で本日の会議をすべて終了させていただきます。

皆様方には長時間にわたり御協議賜りありがとうございました。

高松市・香川町合併協議会第7回会議、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 2時56分 閉会

会議録署名委員

委員 井原健雄  
委員 天塚茂樹